

1. 身だしなみ全般について

泉大津高校生としての誇りをもち、常に端正、清楚な身だしなみになるよう心がける。

本校指定の制服以外の着用は禁止する。また、スカートを切るなど、制服の変形は一切認めない。校章バッジはブレザーの左胸部につける。3年間、同色のものを定める。

一. 制服の着用について(気候に応じて対応)

- ・11月～4月（冬服期間） ブレザー・ネクタイ・リボンを必ず着用する
- ・5月・10月（移行期間） 夏服・冬服のどちらの着用も認める
- ・6月～9月（夏服期間） ネクタイ・リボンは着用自由

セーター・カーディガン・ベスト は着用自由

二. 防寒着類について

- ・防寒着、防寒具は登下校の際のみブレザーの上から着用をする。朝のSHR以降はすべて預かり指導を行う。
- ・防寒着はオーバーコート、ハーフコート、ジャンパー等とする。防寒具はマフラー、手袋、帽子、ネックウォーマー等とする。ひざ掛けは持って移動し、必要に応じて使用するものとする。
- ・ストッキング及びタイツについては華美なものは禁止する。またスカートの下にジャージ等を履くことも禁止する。

三. 靴

- ・運動靴など学校生活に適した靴を履くこと。かかとのない靴、サンダル、スリッパ類は禁止する。

四. 頭髪

- ・清潔、自然にする。パーマ、染色、脱色、エクステ、地肌が見えるほど刈り込んだり剃り込んだりすること等は禁止する。

五. その他

- ・ピアス、華美な装飾品や化粧、ネイル（付け爪、マニキュア等）は禁止する。

2. 特別指導について

本校の規則に違反、または、以下のような本校生徒としてふさわしくない行為(触法行為を含む)のあった者には、特別指導を行う。

- 一. 喫煙及びたばこ所持（電子たばこ、たばこ類似製品等を含む）、喫煙具所持（ライター・タスポなど）、喫煙同席
- 二. 飲酒及び酒類所持、飲酒同席
- 三. 万引き、窃盗
- 四. 暴力行為(対教師暴力、喧嘩など)
- 五. 対教師暴言
- 六. 生徒間トラブル、いじめ
- 七. 賭け事
- 八. 薬物乱用
- 九. 単車・自動車の制服運転および制服運転での通学
- 十. 暴走行為（共同危険行為）、無免許運転、悪質な交通ルール違反
- 十一. 脅迫、強要、恐喝
- 十二. 文書偽造
- 十三. SNS等の不適切な利用・使用
- 十四. 迷惑行為
- 十五. 器物損壊

十六. 考査不正行為（カンニング等）

※その他、学校生活上ふさわしくない行為

3. 遅刻指導について

- 一. 8時35分のSHRで自席についておく。8時35分のSHRに遅れる、または、許可を得ずに自席にいない生徒は、遅刻扱いとする。
- 二. 遅刻生徒は職員室で指導を受け、入室許可証をもらって教室（授業）に入る。
- 三. 度重なる者は、遅刻特別指導を行う。
- 四. 遅刻の当日いのこり指導日を設け、その日遅刻をした者は放課後、課題を課す。
- 五. 公共交通機関の遅延は、所定の手続きを行う、あるいは、遅延証明書を持参すること。また、通院の場合は領収書等で確認するため持参すること。

4. 自転車通学指導について

- 一. 自転車を利用して通学する場合は、必ず本校指定のステッカーを貼付する。
 - 二. 交通ルールを守り、危険な乗り方をしない。
 - 三. 登校後は各クラスの指定の場所に置き、施錠しておく。
- ※ヘルメットの着用は努力義務となっている。

5. 運転免許証の取得・運転について

事情があり、単車及び普通自動車の運転免許証を取得しなければならない場合は、以下のことに留意すること。

- 一. 保護者の責任のもとで取得しルールを守り、安全運転を心がける。
- 二. 単車類及び普通自動車による通学は禁止する。また、制服での運転や乗車も禁止する（特別指導対象）。